

お客さま各位

株式会社 荘内銀行

インボイス制度への対応について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2023年10月よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

当行は、適格請求書発行事業者として登録を行っており、本制度開始後、お客さまが当行との取引において各種手数料をお支払いいただいた場合、お客さまは各種手数料に含まれる消費税につき、当行の交付する適格請求書（インボイス）に基づいて、消費税の仕入税額控除を受けることができます。（具体的な要件等につきましては、顧問税理士等にご相談ください。）

なお、インボイス制度は、消費税の課税事業者の方のみを対象としたものです。

記

1. 適格請求書発行事業者登録番号

株式会社 荘内銀行：T2390001007367

【国税庁適格請求書発行事業者サイト】

<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/regno-search/detail?selRegNo=2390001007367>

2. 当行のインボイス対応について

インボイスの交付手数料は無料といたしますが、交付後の再発行はいたしかねますので大切に保管してください。

区分	交付方法	主な種類
営業店窓口で手数料をお支払いいただいた場合	営業店で交付	「両替手数料」「残高証明書発行手数料」「融資関係手数料」など（計算書等、名称が異なるものを含みます）。 「振込手数料」は、複写式となっている振込手数料受取書をインボイスとしてご利用いただけます。
預金口座から自動振替で手数料をお支払いいただいた場合	郵送	「手数料振替済のお知らせ<インボイス>」を発行いたします。 1 カ月分を集計し、お取引のあった月ごとに毎月発行いたします（対象となるお取引のない月は、作成・交付を行いません）。 主な手数料は、「FB・IB 利用料」（※）「口座振替手数料」「振込手数料」「貸金庫手数料」「夜間金庫基本料」などになります。

区 分	交付方法	主な種類
ATM によるお取引の場合	－	ATM でのお取引については、発生する手数料は原則として 3 万円未満が想定され、インボイス交付が不要な「3 万円未満の自動販売機、自動サービス機におけるお取引」に該当し、お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。 そのため、ATM から出力される「ご利用明細」等については、インボイス制度に対応する様式改訂は実施いたしませんので、ご了承願います。
その他	郵送等	口座振替の方法でお支払いただいた手数料のうち、一部「手数料振替済のお知らせ<インボイス>」の対象とならないお取引については、別途インボイス要件を満たした書面を交付するなどの対応をいたします。

(※) 「荘銀ビジネスダイレクト」の対応については、ログイン後トップ画面「荘内銀行からのお知らせ」欄をご参照願います。

3. 当行に対するインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降におきまして、当行がお客さまから商品またはサービスの提供を受け、当行が消費税を含む代金（対価）をお支払いする場合、お客さまが適格請求書発行事業者の登録を受けているときは、当行に対してインボイスの提出をお願いいたします。

4. その他

インボイス制度については、以下のリンク先をご確認ください。

【インボイス制度 特設サイト（国税庁）】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

以 上